

(議長)

日程第20、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、を議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、でございます。

任期満了に伴う人権擁護委員候補者に、江差町字■■■■■、加賀晋氏、■■■■■
■■■■■生まれ、■■歳を推薦することにつきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、
議会の意見を求めるものでございます。

ご審議の上、ご同意頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、お諮りします。

ただいま議題となりました、諮問第1号については、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと
思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり、江差町字■■■■■
■■■■■、加賀晋氏、■■■■■生まれ、■■歳、を人権擁護委員候補者として、適任である
旨の意見を添えて答申することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、諮問第1号については、原案のとおり決定することと決定致しました。

それでは45分まで休憩致します。

(休憩中)

(議長)

それでは、休憩を閉じて議会を再開致します。

日程第21、同意第1号、教育委員会委員の任命について、を議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町 長」
議長。

(議長)
「町 長」。

「町 長」(提案説明)

同意第1号、教育委員会委員の任命について、でございます。

任期満了に伴う教育委員会委員に、檜山郡江差町■■■■■■■■■■、加澤優香子氏、■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■生まれ、■■歳、を任命したいので、地方、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご審議の上、同意頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

同意第1号、教育委員会委員の任命について、原案のとおり、江差町字■■■■■■■■■■、加澤優香子氏、■■■■■■■■■■生まれ、■■歳を教育委員会委員として任命することに、賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、同意第1号については、原案のとおり、同意することに決定しました。

(議長)

暫時休憩を致します。

(休憩中)※太田事務局長退席

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。

日程第22、同意第2号、教育委員会教育長の任命について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」

同意第2号、教育委員会教育長の任命について、でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により教育委員会教育長に、
檜山郡江差町字■■■■■■■■■■、太田誠氏、■■■■■■■■■■生まれ、■■歳、を任命した
いので、議会の同意を求めるものでございます。

なお教育委員会教育長につきましては、新たな教育委員会制度により、教育委員長と教育長
が常勤の教育長に一本化となることや、教育長はこれまでと違い首長が直接議会の同意を得て
任命し、任期は他の教育長より1年短い3年となります。

ご審議の上、同意頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思いま
すが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

同意第2号、教育委員会教育長の任命について、原案のとおり、江差町字■■■■■■■■■■
太田誠氏、■■■■■■■■■■生まれ■■歳、を教育委員会委員長として任命することに、教育

委員会教育長として任命することに、賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立多数であります。

(議長)

起立全員であります。

よって、同意2号については、原案のとおり同意することに決定致しました。